

小値賀町議会第2回定例会9月会議 (第3日目)

1、出席議員 10名

1	番	近	藤	育	雄
2	番	松	屋	治	郎
3	番	宮	崎	良	保
4	番	末	永	一	朗
5	番	土	川	重	佳
6	番	小	辻	隆	治
7	番	浦		英	明
8	番	岩	坪	義	光
9	番	伊	藤	忠	之
10	番	立	石	隆	教

2、欠席議員 なし

3、地方自治法第121条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町	長	西	浩	三
副	町	谷	良	一
教	育	浦	幸	郎
会	計	大	田	夫
総	務	中	川	也
住	民	吉	元	信
福	祉	植	村	彦
産	業	西	村	之
産	業	尾	崎	三
産	業	永	井	宜
建	設	升	水	司
建	設	蛭	子	市
診	療	近	藤	進
農	業	熊	脇	也
農	業		一	

4、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議	会	事	務	局	長	尾	野	英	昭	
議	会	事	務	局	書	記	岩	坪	百	合

5、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第2回定例会9月会議（通年議会、試行中）

平成26年9月11日（木曜日） 午前10時00分 開 議

- 第 1 会議録署名議員指名（ 近藤育雄議員 ・ 松屋治郎議員 ）
- 第 2 議案第60号 平成26年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 3 議案第61号 平成26年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 4 議案第62号 平成26年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第63号 平成26年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第64号 平成26年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第65号 平成26年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第67号 小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意について
- 第 9 議案第68号 小値賀町教育委員会委員任命の同意について
- 第10 発議第4号 「手話言語法」制定を求める意見書案

- 第11 発議第5号 佐世保市の宇久島に建設する計画の風力発電事業
についての意見書案
- 第12 発議第6号 「国境離島活性化推進特別委員会」設置について
- 第13 決議第1号 小値賀町債権管理条例案及び滞納者に対する行政
サービスの制限措置等に関する条例案の提出を求
める決議案
- 第14 議員派遣の件について

午前 10 時 00 分開議

議長（立石隆教） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、1 番・近藤育雄議員、2 番・松屋治郎議員を指名します。

日程第 2、議案第 60 号、平成 26 年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） おはようございます。

それでは、議案第 60 号、平成 26 年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）については、平成 25 年度の繰越金、介護給付費の確定による補正が主なものでございまして、予算書 1 頁第 1 条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,561 万 6,000 円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 4 億 4,261 万 6,000 円とするものであります。歳入につきましては、支払基金交付金 21 万 4,000 円、繰越金 1,540 万 2,000 円をそれぞれ増額計上しております。

歳出につきましては、総務費 8,000 円、保険給付費 614 万 2,000 円、諸支出金 946 万 6,000 円をそれぞれ増額計上しております。

以上が議案の概要でございます。

詳細につきましては担当より説明をさせますので、よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） それでは説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次説明いたします。

7 頁をご覧ください。

歳入では 6 款、1 項、2 目・地域支援事業支援交付金は、町が実施する介護予防事業、包括的支援事業に対し、支払基金より交付されるもので、25 年度の実績にかかる精算交付分の 21 万 4,000 円を増額計上し、1 項・支払基金交付金の補正後の総額を 1 億 2,347 万円としております。

12 款、1 項、1 目・前年度繰越金を 25 年度決算により 1,540 万 2,000 円増額計上し、1 項・繰越金の補正後の総額を 1,640 万 2,000 円としております。

8 頁をご覧ください。

歳出では、1 款、1 項、1 目・一般管理費は 13 節・委託料を 8,000 円増額計

上し、1項・総務管理費の補正後の総額を65万2,000円としております。

2款、1項、1目・介護サービス等諸費614万2,000円の増額計上は、居宅介護サービス給付費300万と施設介護サービス給付費314万2,000円の追加でありまして、1項・介護サービス等諸費の補正後の総額を3億5,439万3,000円としております。

5款、1項、1目・介護予防事業費は財源組替ですが、歳入で説明しましたとおり、25年度の精算による交付金が入りましたので、その他と一般財源を組み替えたものです。

7款、1項、1目・償還金600万1,000円の増額計上は、25年度の介護給付費地域支援事業等の実績に基づき、超過交付となった国庫補助金を26年度で精算の上、返還するもので、1項・償還金の補正後の総額を605万1,000円としております。

7款、2項、1目・一般会計繰出金は、前年度の一般会計負担金の精算繰り戻しとして346万5,000円を増額計上し、2項・繰出金の補正後の総額を346万6,000円としております。

以上で説明を終わります。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第1表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第6款・支払基金交付金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第12款・繰越金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 歳出に移ります。

第1款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第2款・保険給付費

末永議員

4番（末永一朗） 19節のところで自宅介護とそれから施設介護の、それぞれ人数が分かれば、よろしく願います。

議長（立石隆教） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） 人数をちょっと把握していないので、後でお答え

してよろしいでしょうか。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 浦 議員

7番（浦 英明） 同じところで質問をいたします。今、末永議員が言われた居宅サービス 300 万、それから施設介護サービス 314 万 2,000 円、こういうように増額補正をしております。この介護サービスの給付というのはですね、諸費はですね、24 年、25 年、今度は 26 年というふうに大体年間 3,000 万ほどずつ増えているんですよ。この件に対してどのように考えているのか、お尋ねします。

議長（立石隆教） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） 浦議員言われるとおり、24 年度、25 年度と 3,000 万ほど上がってるんですけども、一応、今年度も予想としては同じぐらい上がるように推測をしております。

議長（立石隆教） 浦 議員

7番（浦 英明） 今、私が尋ねたのはその答弁のとおり尋ねたんですけども、だからそのことに対してどのように考えているのか。例えば、増え続けるこういった経費に対しまして、どういったところで歯止めをかけるのか、あるいは、ほかにどういった財源をここに充てなきゃいけないのか、例えば繰り入れして一般会計からこういうふうに入れるのか。そういったいろいろな方法を考えて、今後運営していかなくちゃいけないというふうに考えるものですから、そういうことでお尋ねしたわけです。もう一度お尋ねします。

議長（立石隆教） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） 医療費、介護給付費の増については、今年度はですね、町長の行政報告にもありましたとおり、第 6 次の介護予防計画を立てるようになっております。それで先日 29 日に策定委員会を開催しまして、その中で作業部会も設置するようにして、そこで検討するっていうことになっておりますので、おそらく医療費、介護給付費については伸びるだろうという予測のもとにですね、そこら辺の対策についても、その策定委員会の中で協議をしまして、どういう方法で給付費が伸びないようにするかっていうのを検討していきたいなと思っております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第 5 款・地域支援事業費

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第7款・諸支出金

諸支出金、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

もとい、保留している答弁がありましたね。もう来てますか？

議長(立石隆教) 福祉事務所長

福祉事務所長(植村敏彦) 先程、末永議員の質問に対して保留していた分をお答えいたします。

居宅サービスのほうが100人、施設サービスのほうが48人となっております。

議長(立石隆教) 末永議員、よろしいですか。

(末永議員「はい」)

議長(立石隆教) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第60号、平成26年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号、平成26年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第61号、平成26年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長(西 浩三) 議案第61号、平成26年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明をいたします。

本制度については、発足して 6 年間の不均一保険料経過措置が終了したことに伴い、今年度から県下均一保険料が適用となっているところでございますが、依然として医療費の乖離があることから、その代替策として国は、「医療資源が限られた地域の保健事業」として新たに制度を設けております。長崎県広域連合では、五島市、壱岐市、新上五島町と小値賀町が該当することとなりまして、各市町とも独自の対策が進められておりますが、本町は年度途中であることから、一般会計で行っております後期高齢者の 3 つの保健事業について、本事業で取り組むことといたしました。

このたびの補正はその組替が主なものでございまして、予算書 1 頁第 1 条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 115 万 2,000 円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ 4,813 万 2,000 円とするものでございます。

内容についてご説明しますが、7 頁補正予算事項別明細書にありますように、歳入では 4 款・繰入金、1 項・一般会計繰入金、1 目・事務費繰入金を 51 万 2,000 円増額。5 款、1 項、1 目・繰越金を 7 万 5,000 円増額、6 款・諸収入、4 項、1 目・受託事業収入を先程説明のとおり、新規の医療資源が限られた地域の保健事業に対する増加分等で 56 万 5,000 円増としております。

次に 8 頁、歳出では 1 款・総務費、4 項、1 目・保険事業費の 115 万 2,000 円増額でございまして、広域連合の成人用肺炎球菌ワクチン接種分委託料を 63 万 8,000 円減額、新規の保健事業で 179 万円を計上し、その内訳としましては、高齢者肺炎球菌ワクチン接種分を 44 万円、インフルエンザ予防接種分を 72 万円、特定健診時のエコー検査分を 63 万円がその内容でございまして、これらにかかる事業については実質無料化で対応するようにしております。これを契機に予防事業を推進しながら、高齢者の健康づくりが促進できるシステムを引き続き検討していきたいと考えております。

以上で提案理由のご説明を終わります。

よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） しばらく休憩します。

— 休 憩 午 前 10 時 19 分 —
— 再 開 午 前 10 時 19 分 —

議長（立石隆教） 再開します。 町 長

町長（西 浩三） すいません、提案理由の中でですね、長崎広域連合では均一保険料じゃなくて、県下の均一保険料が適用となっておりますが、依然として医療費の乖離があることから、その代替策として云々とあります。その中で、長崎県広域連合では、五島市と壱岐市と申し上げたそうですが、対馬市の間違いでございまして。五島市、対馬市、新上五島町、小値賀町の 4 町がこの今回の保健事業の給付を受けるようになったということでございます。

失礼をいたしました。

議長（立石隆教） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第 1 表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第 4 款・繰 入 金

繰入金、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第 5 款・繰 越 金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第 6 款・諸 収 入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 歳出に移ります。

第 1 款・総 務 費

総務費、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 61 号、平成 26 年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 61 号、平成 26 年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会

計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第62号、平成26年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） 議案第62号、平成26年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明をいたします。

歳入では前年度繰越金の額の確定による増額補正と、それに伴う一般会計繰入金の減額補正が、歳出では人件費の補正が主なものでございまして、予算書1頁第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万1,000円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ8,740万1,000円とするものでございます。

以上で補正予算の説明を終わります。

よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第1表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第4款・繰 入 金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第5款・繰 越 金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 歳出に移ります。

第1款・総 務 費

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 62 号、平成 26 年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 62 号、平成 26 年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 63 号、平成 26 年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） 議案第 63 号、平成 26 年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明をいたします。

この補正予算も 62 号議案の水道会計と同様、歳入では前年度繰越金の増額補正と、それに伴う一般会計の繰入金の減額補正が主なものでございまして、歳出では人件費の補正が主なものとなっております。

予算書 1 頁第 1 条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 6 万 1,000 円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ 1 億 9,356 万 1,000 円とするものでございます。

以上で補正予算の説明を終わります。

よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第 1 表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第 4 款・繰 入 金 浦 議 員

7 番（浦 英明） 25 年度の決算資料がないのでちょっとよく分かりませんが、確認のためお尋ねしますけども、25 年度は 1 億 4,298 万円になるかと思えますけども、まず確認の意味でこれをお尋ねします。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） ここで資料を持ち合わせていませんので、後ほど答弁させていただきます。

議長（立石隆教） 浦 議 員

7 番（浦 英明） 私が積み上げた資料をもとに、またお尋ねしますけども、25

年度から比較しますとですね、約 2,000 万円ほどの増というふうになっておるんですけども、これは当初予算の折に、圧力ポンプといいますかね、この更新工事で歳出が膨らんだんではないかと、こういうふうに思ってるんですけど、その確認と、それからもうひとつ、これはないと思うんですけど、消費税アップに伴う、そういった関連性はないのか、その 2 つについてお尋ねします。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） 議員おっしゃるとおり 2,000 万ほど支出が増えてるっていうのは、やはり大浦の圧力ポンプ場の更新工事でありまして、消費税の 8% の影響はさほどありません。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第 5 款・繰越金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 歳出に移ります。

第 1 款・総務費

総務費、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） しばらく休憩します。

— 休憩 午前 10 時 29 分 —

— 再開 午前 10 時 31 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

先程、留保していた件の答弁を求めます。

建設課長

建設課長（升水裕司） 先程、浦議員さんの質疑に保留してましたけども、平成 25 年の分の繰入金の額ですけれども、1 億 4,298 万円になる予定です。

議長（立石隆教） 質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 63 号、平成 26 年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 63 号、平成 26 年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 64 号、平成 26 年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） 議案第 64 号、平成 26 年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明をいたします。

今回の補正予算は下水道事業と同様、歳入では前年度繰越金の補正、及びそれに伴う一般会計繰入金の減額補正によるものでございます。

歳出では人件費の補正が主となっております。

予算書 1 頁第 1 条及び 2 頁第 1 表『歳入歳出予算補正』のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 30 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 6,370 万円とするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第 1 表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第 4 款・繰 入 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に、第 5 款・繰 越 金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 歳出に移ります。

第 1 款・渡 船 事 業 費

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第3款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第64号、平成26年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号、平成26年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第65号、平成26年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長

町長（西浩三） 議案第65号、平成26年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）について、ご説明をいたします。

今回の補正予算は、歳入では前年度繰越金の増額に伴い、一般会計繰入金
の減額が主なものでございます。2頁、第1表『歳入歳出予算補正』のとおり、既定の予算に歳入歳出それぞれ172万4,000円を追加し、補正後の予算総額を4億2,672万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては、4頁歳入では、4款、1項・他会計繰入金で、981万9,000円を減額し、補正後の総額を7,268万1,000円に、5款、1項・繰越金は1,154万3,000円を増額し、補正後の総額を2,154万3,000円としております。

5頁、歳出では、1款、1項・総務管理費で人件費の調整に伴い、172万4,000円を増額し、補正後の総額を2億1,570万円としております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第 1 表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第 4 款・繰 入 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 続いて、第 5 款・繰 越 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 歳出に移ります。

第 1 款・総 務 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 65 号、平成 26 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 65 号、平成 26 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 67 号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西 浩三） 議案第 67 号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてご説明をいたします。

小値賀町には、地方税法第 423 条第 1 項の規定により、固定資産台帳の登録

価格に対する不服を審査決定するため、委員構成 3 名の固定資産評価審査委員会が設置されており、その委員については、議会の同意を得て、町長が選任することになっております。今回、平田信彦氏の任期が 9 月末で満了となりますので、後任者として福田等氏を選任したいと考えております。福田等氏は、皆様ご承知のとおり、町職員として税務課で国土調査の業務に携わった経験もあり、また税関係の知識も豊富であり、適任者だと思いますので、同条第 3 項の規定により本案を提案し、議会の同意を求めるものでございます。

任期は平成 26 年 10 月 1 日から 29 年 9 月 30 日までの 3 年間となります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いたいと思いますが、人事に関する案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって討論を省略いたします。

これから、議案第 67 号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを採決します。

お諮りします。

小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 67 号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意については、これに同意することに決定しました。

日程第 9、議案第 68 号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長

町長（西 浩三） 議案第 58 号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてご説明をいたします。

今回、委員でありました神川恭子委員が、9 月 30 日をもって任期満了になり

ます。私としてはもう1期、4年間の延長をお願いしたのでございますが、家庭の事情で固辞されております。家庭の事情であればやむを得ないと考えまして、慎重に人選を進めてまいりまして、今回、横尾裕子さんをお願いをしたいと思います。横尾裕子さんは長年、教職員として勤務され、今年3月末で定年退職をされました。皆様ご承知のとおり、人柄は大変真面目で教育のスペシャリストで教育委員として適任者だと思いますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるとでございます。

なお、任期は平成26年10月1日から30年9月30日まで4年間となります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いたいと思いますが、人事に関する案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって討論を省略します。

これから、議案第68号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてを採決します。

お諮りします。

小値賀町教育委員会委員任命の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号、小値賀町教育委員会委員任命の同意については、これに同意することに決定しました。

日程第10、発議第4号、「手話言語法」制定を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

土川議員

5番（土川重佳） 発議第4号、「手話言語法」制定を求める意見書案について、提案趣旨及びその概要をご説明申し上げます。

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体の動きや顔の表情を使う独特の

語彙や文法体系を持つ言語です。手話を使うろうあ者にとって、聞こえる人たちや音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことは差別されてきました長い歴史があります。

2006年（平成18年）12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されています。障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年（平成23年）8月に成立した「改正障害者基本法」では「すべての障がい者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段について選択の機会が補償される」と定められました。また同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報補償施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及し、研究することができる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって本町議会は、政府と国会において、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及し、研究することができる環境整備を目的とした「手話言語法」を制定することを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

どうぞご慎重にご審議いただき、議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

議長（立石隆教） これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

近藤議員

1番（近藤育雄） 私は、土川議員から提出された手話言語法制定を求める意見書案に賛成の立場で討論させていただきます。

ろうあ者、つまり耳が聞こえない人々のうち、手話でコミュニケーションを

とって日常生活を送る人々にとって手話はなくてはならないものであるにも関わらず、ろう学校では長い間手話を使うことは禁止され、社会ではまた、手話を使うことで差別されてきたという歴史があったということは、意見書のとおりでございます。手話は今や私たちにとっても、身近に目にする情報伝達の手段であります。当事者及び関係団体からは、平成23年成立の改正障害者基本法から今一步進んだ法の整備が求められております。我が国はノーマライゼーション社会を推し進めております。手話を更に普及させ、自由に会話や意思の疎通ができる社会を補償する法を整備することを強く求めまして、私の賛成討論を終わります。

議員皆さまのご賛同をお願いいたします。以上です。

議長（立石隆教） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第4号、「手話言語法」制定を求める意見書案を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号、「手話言語法」制定を求める意見書案は、原案のとおり決定されました。

お諮りします。

ただいま決定されました案件につきましては、会議規則第45条の規定により、字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、字句・数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

なお、この意見書は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長へ、それぞれ送付することにいたします。

しばらく休憩します。

— 休 憩 午 前 10 時 51 分 —
— 再 開 午 前 10 時 51 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

日程第 11、発議第 5 号、佐世保市の宇久島に建設する計画の風力発電事業についての意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

小 辻 議 員

6 番（小辻隆治郎） 発議第 5 号、佐世保市の宇久島に建設する計画の風力発電事業についての意見書案の趣旨説明をいたします。

去る 8 月 22 日に、本町において、グリーンパワー株式会社と日本風力開発株式会社による宇久島風力発電事業計画の説明会が行われました。それによると、最大高さ 120 メートルにもなる風車が最大 50 基も、中心地を除く宇久島全体に建設されるとのことです。隣接するがゆえに、小値賀から見ると宇久島の風景が一変し、そのために小値賀の景観のイメージにも影響が出るのは必定です。宇久島も小値賀島も島全体が平地で、なだらかな地形です。しかも西海国立公園に指定されている部分を共に有しております。特に小値賀町は、全域が西海国立公園に指定されており、その意味は決して小値賀島だけの景観や環境のみを評価したものではなく、隣接する宇久島の背景も視野に入っているものと考えます。

また、本町には長崎県が世界文化遺産登録を目指している「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成要素である野崎島の旧野首天主堂があります。世界文化遺産に登録されれば、本町に訪れる来島者の数は格段に増えるものと思います。そのような段階に至れば、小値賀までの交通手段は船ですから、来島航程の船からの景観もまた大変重要な要素となります。手付かずの自然や離島の雰囲気を期待し、当時の厳しい環境の信者に思いを馳せる方々にとって、無粋な建造物は見たくもない風景であり、興ざめする景観になると推察します。

ご承知のように、本町は現在、第一次産業の厳しい環境の中、経済活性化のひとつの突破口として、滞在・体験型のゆっくり島を堪能していただく交流を目指し努力しているところです。しかしながら、今回の宇久島の風力発電事業計画が実施されれば、世界文化遺産登録をはじめ、このような取り組みに対して大変なダメージを与えるものになりかねないと危惧するものです。

今回の事業計画は、この地方の歴史や景観における調査が不十分であると考えます。もとより、国を挙げて取り組んでいるクリーンエネルギー開発については賛成の立場ではありますが、その地域や環境をよく吟味して、その環境にあったクリーンエネルギーの開発でなければならないと考えます。

よって、佐世保市宇久町の風力発電事業に反対を表明し、建設の場所や規模などについて再度検討が行われるように、発電所に関わる環境影響評価手続きの準備書の段階において求められている県知事の意見書においてご配慮いただ

けるよう、強く要望するものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出するものです。

よろしくご審議いただき、ご賛同いただきますようお願いいたします。

議長（立石隆教） これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

伊藤 議員

9 番（伊藤忠之） 私は、発議第 5 号、佐世保市の宇久島に建設する計画の風力発電事業についての意見書案に対し、賛成するものであります。

本町は現在、第一次産業の厳しい環境の中、経済活性化のひとつとして手付かずの自然や離島の雰囲気やゆっくりと堪能していただく滞在・体験型の交流を目指して努力しているところであります。宇久島も小値賀島も、西海国立公園に指定されている部分を共有し、特に本町は全地域が西海国立公園に指定をされております。さらに本町においては長崎県が世界文化遺産登録を目指している中で、宇久島に 50 基の風力発電事業は、世界文化遺産登録をはじめ、滞在・体験型観光、歴史や自然を生かした文化的景観等に大変なダメージを与えるものになりかねません。宇久町の風力発電事業に対し、建設場所や規模など、再度検討が行われるように強く要望して、賛成討論とするものであります。

議長（立石隆教） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第 5 号、佐世保市の宇久島に建設する計画の風力発電事業についての意見書案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、発議第 5 号、佐世保市の宇久島に建設する計画の風力発電事業

についての意見書案は、原案のとおり決定されました。

お諮りします。

ただいま決定されました案件につきましては、会議規則第45条の規定により、字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、字句・数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

なお、この意見書は、長崎県知事に送付することにいたします。

日程第12、発議第6号、国境離島活性化推進特別委員会設置についてを議題とします。

お諮りします。

本案について、5人の委員で構成する国境離島活性化推進特別委員会を設置し、これに付託して調査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号、国境離島活性化推進特別委員会設置については、5人の委員で構成する国境離島活性化推進特別委員会を設置し、これに付託して調査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました国境離島活性化推進特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、近藤育雄議員、松屋治郎議員、宮崎良保議員、末永一朗議員、浦英明議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました方を国境離島活性化推進特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定及び第9条第1項の規定により、互選していただきます。

しばらく休憩します。

— 休 憩 午 前 11 時 00 分 —

— 再 開 午 前 11 時 00 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

国境離島活性化推進特別委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定し、通知を受けましたので報告します。

委員長に近藤育雄議員、副委員長に松屋治郎議員、以上のとおりであります。

日程第 13、決議第 1 号、小値賀町債権管理条例案及び滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例案の提出を求める決議案を議題とします。

本案について朗読を求めます。 岩 坪 議 員

8 番（岩坪義光） 決議第 1 号、小値賀町債権管理条例案及び滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例案の提出を求める決議案を読み上げます。

小値賀町議会は、近年、増加傾向にある税等の滞納金問題を危惧してきたところである。小値賀町議会本会議や予算特別委員会で滞納金に関する数々の指摘がなされ、税の公平性の観点から、速やかに納税を促す具体的な行動を求める意見が予算や決算の審議の折には毎回出されてきた。

折しも、平成 25 年の予算特別委員会において、議員より、公債権の時効の問題が指摘され、債権に関する取扱いの事務姿勢が法に基づき適正に実施されてきたのかが問われることになった。これをきっかけに、債権の種類別整理や内容などの総合的な債権の整理の必要性が高まった。さらに、滞納処分などの具体的な手続きの実行と、すでに時効になっており処理されていない債権などの問題が浮かび上がってきた。

議会では、「町税等の滞納に関する調査特別委員会」を設置して、この問題を集中的かつ徹底的に調査した。平成 25 年 10 月 18 日から平成 26 年 6 月 16 日の 8 ヶ月間の調査を行い、滞納金に関する報告書をまとめ、平成 26 年 6 月定例会に提出した。

これによると、国保税の滞納はかなり前から始まっているが、他の公債権及び私債権が急に増えだしたのは、ひとえに本町の経済の低迷、なかんずく漁業の収入の落ち込みが主な原因と指摘している。さらに、事務方は徴収努力をしているものの、納期限内に徴収できなかった滞納者への督促や、延滞金の徴収、財産調査や差押通告など、法に基づき滞納処分を行っていないケースがあり、これらの滞納金徴収実務姿勢に問題があったことも要因のひとつと考えられる。

仮に経済的な理由があつて納税能力がないとすれば、財産調査の上、執行停止や免除の措置が取られたであろうし、法的な手続きを経て時効を迎え、不能欠損処分を法に基づき行うことができたはずである。

大多数の納税者は生活困窮者からも取り上げるべきとは言わないであろうし、

法もそのような精神で作られてはいない。きちんと納めている納税者にとって不公平感を持つのは、納税能力がありながら納税しない滞納者に対してであり、その選別は滞納処分の過程においてなされ、しかるべき手続きを経て措置される。このことが滞納する人への抑止力になるものと思われる。

このたびの調査をもとに、小値賀町議会は報告書の提言どおり、担当職員の実践的な徴収能力の養成と専門知識の習得、債権全体の管理体制の確立を鑑み、「小値賀町債権管理条例」の早急な制定を強く望むものである。

また、地方税においては、地域の行政サービスに要する経費を地域住民がその受益を能力に応じて負担するものであるから、税の公平性の観点から「滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例」を合わせて制定し、当たり前に納税している大多数の納税者の不公平感を払拭すべきであると考え。

よって本町議会は、町長に対して「小値賀町債権管理条例案」と「滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例案」を平成 25 年度の決算審査が行われる本会議までに提出することを強く求める。以上、決議する。

これで終わります。

議長（立石隆教） これで、決議案の朗読を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

浦 議員

7番（浦 英明） 私はこの本決議案に対しまして、賛成の立場で討論をいたします。

我々議員は毎年のように、税の公平性の観点から滞納処分について指摘したところであります。事務方は徴収努力をしているものの、納期内に徴収できなかった場合の滞納者への督促や、延滞金の徴収、財産調査や差押通告など、法に基づき滞納処分を行っていないケースがあり、これらの滞納金徴収実務姿勢に問題があったことも要因のひとつと考えられます。町税等の滞納に関する調査特別委員会報告書の提言どおり、担当職員の本徴収事務能力の養成と専門知識の習得、債権全体の管理体制の確立を鑑み、「小値賀町債権管理条例」の早急な制定を強く望むものであります。合わせまして、「滞納者に対する行政サー

ビスの制限措置等に関する条例」も制定し、当たり前前に納税している納税者の不公平感を払拭すべきでもあります。

したがいまして、私は、決議第 1 号、小値賀町債権管理条例案及び滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例案の提出を求める決議案に賛成いたします。

以上、討論を終わります。

議長（立石隆教） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、決議第 1 号、小値賀町債権管理条例案及び滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例案の提出を求める決議案を採決します。

この表決は、起立によって行います。

決議第 1 号、小値賀町債権管理条例案及び滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例案の提出を求める決議案に賛同の方は、起立願います。

（賛同者起立）

議長（立石隆教） 起立全員です。

したがって、決議第 1 号、小値賀町債権管理条例案及び滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例案の提出を求める決議案は、原案のとおり可決されました。

日程第 14、議員派遣の件についてを議題とします。

お手元に配布のとおり、9 月会議以降の長崎県町村議会議長会及び全国町村議会議長会等が主催する研修会に、議員派遣を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については原案のとおり決定されました。

なお、決定しました本件について変更が生じた場合の取り扱いは、議長に一任願います。

以上で、9 月会議に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（通年議会試行中で会期中のため、

「各委員会の閉会中の継続調査（審査）」は、無し）

— 午 前 11 時 11 分 散 会 —